

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

令和8年度 介護職員育児支援事業費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員育児支援事業費補助事業を実施するために必要な事項を定める。

(内容)

第2条 青森県内の介護保険施設、介護保険サービス事業所・施設等（以下「事業所」という。）が、当該事業所に従事する子育て中の介護職員（以下「現任介護職員」という。）が育児支援サービスを利用する場合の費用負担を行う場合に、当該費用負担に対する補助を行うことで、現任介護職員が子育てをしながら働き続けることができる環境整備を支援し、介護人材の確保・定着を図る。

(補助対象)

第3条 補助対象は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 現任介護職員が、育児支援サービスを利用する際に、事業所等がその費用の全部または一部を負担した場合

なお、育児支援サービスとは、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター、保育ママ、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等の子どもの預かりサービスとする。（幼稚園、保育園、認定こども園、学童保育等、平日日中に日常的に利用するサービスは除く。）

育児支援サービス利用1回あたりの補助金額は、事業所等が負担した実支出額の半額と補助基準額3,000円とを比較していずれか低い額とする。

(2) 現任介護職員の子どもが、病気・怪我等で保育園（学校）に登園（登校）することが困難となり、事業所等内の保育施設等において臨時的に看護師等の職員を配置した場合、看護職員等配置1回あたりの補助金額は、事業所等が負担した実支出額の半額と補助基準額6,500円とを比較していずれか低い額とする。

(対象事業所)

第4条 補助対象となる事業所。

青森県内に所在する、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業者・施設またはその他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設とする。

(実施期間)

第5条 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(申請及び請求)

第6条 補助を受けようとする事業所は、「介護職員育児支援事業費補助申請書」(様式1)(以下「申請書」という。)及び「介護職員育児支援事業費補助請求書」(様式2)(以下「請求書」という。)に必要事項を記載し、関係書類を添付して、社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長(以下「県社協会長」という。)に提出するものとする。

(交付決定等)

第7条 県社協会長は、令和9年3月15日までに提出を受けた申請書及び請求書の記載内容等を審査し、適当と認めるときは、「介護職員育児支援事業費補助交付決定通知書」(様式3)により通知し、決定した補助金を事業所が指定する金融機関口座へ振込により交付するものとする。

(返還)

第8条 県社協会長は、申請、請求及び交付において、虚偽または不正が判明したときは、補助金の交付決定を取消し、申請そのものを無効とするとともに、補助金の全部または一部を返還させることができる。

(個人情報の保護)

第9条 この事業により知り得た個人情報は、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。